

令和3年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

令和3年7月から令和4年3月まで

(2) 一般指導監査

実地監査

区 分	指導監査対象法人・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 件 数
社会福祉法人	52	19	18	58
一般法人	51	18	17	54
社会福祉協議会	1	1	1	4
児童福祉施設等	175	129	62	110
認可保育所(公設公営)	11	11	2	2
〃 (公設民営)	5	5	1	2
〃 (私立)	50	51	37	70
保育所型認定こども園	4	4	3	5
幼保連携型認定こども園	10	10	7	10
小規模保育事業	4	4	4	9
認可外保育施設(企業主導型以外)	12	1	2	2
〃 (企業主導型)	7	1	1	2
児童館	2	2	2	2
幼稚園型認定こども園・私立幼稚園	2	0	－	－
国立大学法人立幼稚園	1	0	－	－
一時預かり事業	61	36	2	4
病児保育事業	5	3	0	0
母子生活支援施設	1	1	1	2
救護施設	2	1	1	4
合 計	229	149	81	172

※指導監査対象法人・施設数は、R4.3.31 現在

※書面監査(書面調査)・・・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、認可外保育施設の一部(企業主導型以外 11 施設、企業主導型 7 施設)及び病児保育事業(2 施設)については、実地監査(立入調査)を書面監査(書面調査)に切り替えて実施した。

※幼稚園型認定こども園・私立幼稚園については、県が2年に1度実施する訪問調査と合同で実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県が中止と判断したため、当市も併せて中止とした。

(3) 集団指導等

特定教育・保育施設等について、対象施設に対し実施(子育て政策課と合同で実施)

(4) 特別監査

該当なし

(5) 指導監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施(母子生活支援施設は家庭相談課職員、救護施設は生活福祉課職員と合同で実施)

(6) 指導監査における留意事項(実施方針)

令和3年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者、利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理
- ⑤特定教育・保育施設等における施設型給付費等の支給の適正化
- ⑥特定子ども・子育て支援施設等における施設等利用費の支給の適正化

(7) 指導監査結果の概要

①一般指導監査

ア 社会福祉法人

特別監査実施法人を除き、特に法人運営に大きな影響を及ぼすような不適切な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、社会福祉法の改正に対応した法人運営の確認のほか、適正な会計処理について重点的に指導を行った。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

制度改正に伴う手続きの誤りについては、昨年度まで口頭指摘にとどめていたが、今年度対象法人は改正後、2度目の指導監査であることから、指導監査ガイドラインに基づき文書指摘とした。

イ 母子生活支援施設、救護施設

特に施設運営及び母子、利用者の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

ウ 児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園・小規模保育事業・児童館・新制度移行幼稚園・国立大学法人立幼稚園)

特に施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。なお、指導監査に当たっては、設備運営基準や運営費の経理等の確認のほか、安全管理(事故防止及び安全対策に関するチェックシートを用いた確認と施設内巡回による確認)及び衛生管理(新型コロナウイルス感染症への対応を含む)について重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画の提出を求め、事後指導により改善の徹底を図った。

②集団指導等

特定教育・保育施設等に関する制度の理解を深め、給付の適正化を図ることを目的として集団指導を実施した。

(8) 令和3年度の主な指摘事項

①社会福祉法人

ア 評議員会で、法令及び定款の定めがない事項を決議している。

(社会福祉法第45条の8第2項、第45条の30第2項、定款)

イ 監事の選任に関して、在任する監事の過半数の同意を得たことを証する書類または記録が残されていない。

(社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項、定款)

ウ 定時評議員会で新役員が選任され、同日に理事会を開催した際、招集通知の省略手続きがされていない。

(社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条)

- エ 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。
(社会福祉法第 45 条の 13 第 2 項、定款)
- オ 計算関係書類等に関して、理事会、評議員会の承認を受けていない書類がある。
(社会福祉法第 45 条の 8 第 2 項、第 45 条の 28 第 3 項、第 45 条の 30 第 2 項)
- カ 計算書類の附属明細書について、未作成のもの、国の通知で定める様式に沿っていないもの、記載誤りのものがある。
(「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか局長連名通知 25)
- キ 経理規程について法令、通知、定款等と合致しない条文がある。
(社会福祉法、社会福祉法人会計基準)
- ク 計算書類の注記について、記載誤りや記載漏れがある。
(会計基準第 29 条、会計基準の留意事項 7(2))
- ケ 自動更新条項のある契約について、更新の意思決定が行われていない。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知 1、経理規程)
- コ 随意契約を行った契約において、随意契約理由が意思決定時に確認されていない(伺い文書に記載されていない)。
(「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長ほか課長連名通知 1、経理規程)
- サ 国及び地方公共団体以外の者からの借地について、地上権または貸借権を設定・登記されていない。
(「社会福祉法人の認可について」別紙 1 「社会福祉法人審査基準」第 2-1(1))
- シ 決算理事会開催日と定時評議員会開催日との間が 2 週間(中 14 日)以上空いていない。
(社会福祉法第 45 条の 32 第 1 項、民法第 140 条・141 条)
- ス 変更登記が期限までに行われていない。(登記事項の変更は 2 週間以内に、資産の総額については毎年度 6 月末までに行う)
(社会福祉法第 29 条、組合等登記例第 3 条第 1 項)
- セ 寄附金の受入れ手続きについて、理事長の承認を得ていない。
(会計基準の留意事項 9 の(2)、経理規程)
- ソ 月次報告について経理規程に沿った運用がされていない。
(経理規程)

②母子生活支援施設

- ア 子の看護休暇及び介護休暇について、時間単位での取得ができる規程となっていない。
(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 16 条の 2、第 16 条の 5)
- イ 避難訓練及び消火訓練が月 1 回実施されていない。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条)

③救護施設

- ア 避難訓練及び消火訓練が年 2 回以上実施されていない。
(消防法施行規則第 3 条第 10 項)
- イ 現金、通帳及び通帳の印鑑が保管されているそれぞれの金庫の鍵が、各保管管理者の下で別々に管理されていない。
(「施設等における利用者預り金の取扱いについて」平成 19 年 6 月 20 日 地福第 443 号島根県健康福祉部長通知別紙 10(3)、「社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保について」令和 3 年 6 月 21 日 地福第 229 号島根県健康福祉部長通知 6)
- ウ 入居者に対して苦情解決体制等が周知されていない。
(「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号ほか厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知 3(1))
- エ 苦情解決の結果について公表されていない。
(「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号ほか厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知 3(1))

④児童福祉施設等(保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・認可外保育施設・児童館・国立大学法人立幼稚園)

- ア 保護者に交付している重要事項説明書に必要事項が盛り込まれていない。
(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条)
- イ 時間帯によって必要な保育士等の配置が不十分な職員体制の日がある。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項等)
- ウ 希望調査等により保育の必要性を把握せずに、運営規程で定める日以外を休園日としている。また、保育の必要性を把握せずに、開園時間を短縮している。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条等、「保育所における休所日の取扱いについて」平成14年4月10日青発第21号)
- エ 保育所として自ら提供する保育の質を評価、改善する取り組みが行われていない又は内容が不十分である。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第40条第1項等、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条第1項)
- オ 受け入れ園児数に対して、有効に保育を実施するために必要な面積が充足していないときがある。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第34条等)
- カ 園児が園でけがをして病院を受診した案件等(誤食・異物混入を含む)について、市に事故報告が行われていないものがある。
(「安全対策の徹底及び事故の報告等について(通知)」令和3年4月19日子政第39号)
- キ 避難訓練及び消火訓練が月1回実施されていない。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第2項等)
- ク 浸水想定区域の避難確保計画が市に提出されていない。
(水防法第15条の3)
- ケ 歯科検診・内科検診の検診日に欠席した園児について、再度の検診が行われず未受診となっている。
(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条等、保育所保育指針3-1、学校保健安全法施行規則第6条等)
- コ 現金、通帳及び通帳の印鑑が、各保管管理者の下で別々の金庫等で管理されていない。
(「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」H13.7.23 雇児発第488号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知5-(6)-エ等)
- サ 保護者から徴収する給食費(主食費・副食費)の積算根拠が不明確である。
(松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項)
- シ 前期末支払資金残高を取り崩して、法人本部の運営費等に繰り入れられているが、事前に理事会で承認されていない。
(「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」府子本第254号内閣府子ども・子育て本部統括官等連名通知記3(2))

⑤一時預かり事業

- ア 一時預かり児を受け入れる際の職員配置及び保育室の面積が基準を満たしていない。
(児童福祉法施行規則第36条の35、「一時預かり事業の実施について」平成27年7月17日雇児発0717第11号)

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和3年7月から令和4年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
介護保険施設	9	0	0	0
介護老人保健施設	7	0	0	0
介護医療院	2	0	0	0
居宅サービス事業所	248	46	32	110
訪問介護	74	15	10	33
訪問入浴介護	2	0	0	0
訪問看護	32	5	4	11
訪問リハビリテーション	9	2	2	3
通所介護	46	6	6	21
通所リハビリテーション	14	0	0	0
福祉用具貸与	16	6	2	10
福祉用具販売	16	6	2	9
短期入所者生活介護	19	3	3	9
短期入所者療養介護	10	0	0	0
特定施設入居者生活介護	10	3	3	14
地域密着型事業所	129	27	26	86
地域密着型通所介護	50	11	11	45
認知症対応型通所介護	13	4	4	14
認知症対応型共同生活介護	39	7	6	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	3	3	8
小規模多機能型居宅介護	18	1	1	2
夜間対応型訪問介護	2	1	1	3
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0
老人福祉施設等	87	19	18	53
介護老人福祉施設	18	8	8	18
養護老人ホーム	2	1	1	1
軽費老人ホーム	6	0	0	0
有料老人ホーム	35	4	3	16
サービス付き高齢者向け住宅	26	6	6	18
居宅介護支援	70	12	11	29
介護予防支援	6	2	2	3
合計	549	106	89	281

※指導監査対象施設・事業所数は、R3.4.1現在

※文書指摘件数には業務管理体制一般検査による指摘件数を含む。

②集団指導

新型コロナウイルス感染拡大防止のため松江市ホームページに動画及び資料を掲載(介護保険課)。

(3) 監査（特別監査）

該当なし

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課職員が実施（監査は介護保険課職員と合同）

(5) 指導及び監査における留意事項（実施方針）

令和3年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援並びに尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 老人福祉施設等

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求事案があり、報酬請求指導を行った。

なお、指導監査に当たっては、各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取組み及び設備運営基準等について重点的に確認を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

イ 居宅サービス事業所・地域密着型事業所

不十分な制度理解や誤解による誤った報酬請求事案があり、報酬請求指導を行った。このほか、人員及び設備運営基準について確認を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

②監査

該当なし

(7) 令和3年度の主な指摘事項

①老人福祉施設等

ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（事業の目的・職員の職務内容・施設利用に当たっての留意事項・職員数・非常災害対策・緊急時の対応・入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨追記、事業の方針・職員数・苦情連絡先・島根県指定と思われる文言・再入所時栄養連携加算の単位数・サービスの提供内容に関する特色について職員が常駐しているという表記修正等）

（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条第1項、「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第14項第4号）

イ 管理規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。（契約書を参照する表記修正、「マニュアルについて利用者から同意を得る」削除、別添「サービス一覧表」を添付、自立の入居者にも対応できる内容に修正等）

（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第10項第1号）

ウ 身体拘束等の適正化を図るため、指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、従業者へ周知徹底を図ること。また、従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（「松江市有料老人ホーム設置運営指導指針」第11項第7号（イ）、（ロ）、（ハ））

エ 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

（「松江市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第29条第1項、第52条第1項）

②居宅サービス事業所・地域密着型事業所

- ア 重要事項説明書について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(実施地域を明確にすること、『島根県指定』修正、営業時間及び職員数の修正、事故発生時の対応追記等)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第9条 等)
- イ 運営規程について、一部内容の修正を要する箇所があるため、速やかに改正すること。(職員数修正、実施地域修正、営業時間追記、3割負担追記等)
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第30条 等)
- ウ 月ごとに、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にすること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条第1項 等)
- エ 個別サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第25条第2項 等)
- オ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
(「松江市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第35条第3項 等)

③その他

- ア 居宅介護支援から始まり個別サービス実施に至る一連のプロセスが十分に理解されていない。
- イ 各種加算の算定に当たって、算定要件が十分に理解されていない。

3. 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

令和3年8月から令和4年1月まで

(2) 指導

①実地指導

区分	所管施設・事業所数	実地指導及び監査	文書指摘施設・事業所数	文書指摘件数
障害福祉サービス事業	227	81	77	319
居宅介護	52	19	19	84
重度訪問介護	38	15	15	60
同行援護	17	7	6	15
行動援護	9	4	4	21
療養介護	2	0	0	0
生活介護	15	7	6	28
短期入所	18	3	2	6
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練)	3	1	1	2
就労移行支援	5	4	4	8
就労継続支援A型	12	4	4	18
就労継続支援B型	36	10	10	51
就労定着支援	3	2	2	4
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助	17	5	4	22
障害者支援施設	10	2	2	9
地域相談支援事業	31	10	6	10
地域移行支援	16	5	3	5
地域定着支援	15	5	3	5
計画相談支援事業	20	5	4	18
障害児通所支援事業	60	16	15	37
児童発達支援	11	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	43	14	14	36
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
保育所等訪問支援	6	2	1	1
障害児相談支援事業	12	3	2	10
自立支援医療機関	124	5	0	0
合計	484	122	106	403

※指導監査対象施設・事業所数は、R3.4.1現在

※上記の表には、その他特に一般指導が必要と認められ実施した指導が含まれている。

②集団指導

令和4年3月に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一堂に会しての開催に代え、松江市ホームページに資料を掲載する形式で実施(障がい者福祉課)。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

福祉部福祉総務課及び福祉部障がい者福祉課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

令和3年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

①実地指導

ア 障害福祉サービス事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、前年度と同じように重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

イ 障害者支援施設

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、前年度と同じように重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

ウ 地域相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

エ 計画相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

オ 障害児通所支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、前年度と同じように重要事項説明書、個別支援計画の作成等について、理解不足による誤った運用が見受けられた。なお、指導にあたっては虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進について、重点的に指導を行った。

カ 障害児相談支援事業

事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかった。

(7) 令和3年度の主な指摘事項

①障害福祉サービス事業所

- ア 重要事項説明書について、記載すべき内容が不足しているものがある。又、運営規程との整合性がとれていないものがあるので、追記及び整合性をとること。
(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第10条)
- イ 契約支給量の報告等について、障害福祉サービス利用契約をしたとき、サービス支給量の変更など受給者証の記載事項に変更があった場合には、市町村へ報告をすること。
(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第11条)
- ウ 運営規程について、記載すべき内容が不足しているものがあつた。又、従業員の職種・員数や、営業日及び営業時間、事業の実施地域、受領する費用等で、実態と異なっている、既に不要となっているものがあるので追記及び実態とあわせること。
(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第32条)
- エ サービス提供記録について、その都度記録し利用者からサービスの提供をしたことについて確認を受けること。
(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第20条)
- オ 介護給付費の額に係る通知について、法定代理受領による介護給付費の額を利用者に通知すること。
(「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第24条)
- カ 個別支援計画について、利用者又はその家族に説明・同意を得たことの記録がないもの、利用者に対

する総合的な目標及びその達成時期について記載することになっているが、達成時期の記載をすること。

- キ 「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第27条
居宅介護サービス費の算定について、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されるものであるが、個別支援計画に記載されている支援内容（利用時間）と実際にサービス提供されている時間が異なっている事例があるので整合性をとること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)①、第二の2(1)②）

- ク 工賃について、就労継続支援A型事業では、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になるようにしないといけませんが、利用者の工賃を下回っている事例がありました。又、就労継続支援B型事業では、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払う必要があります。上回った金額を工賃として支払うこと。

（「松江市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第165条、第175条）

- ケ 処遇改善加算について、処遇改善の状況について全ての職員への周知が充分にすること。
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)⑳）

②障害者支援施設

- ア 勤務体制の確保について、サービスの種類ごとに、常勤・非常勤の別や管理者との兼務関係等が明確となっていないため、勤務状況が把握できませんでした。兼務関係等について明確にすること。
（「松江市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第47条）

③障害児通所支援事業所

- ア 従業員の員数について、サービス提供時間中に基準人員が満たされていない時間のある日があるので、従業員の勤務体制を修正し基準人員を確保すること。
（「松江市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第6条）
- イ 欠席時対応加算について、家族等に利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助の内容を記載する必要があるが、欠席の理由が具体的に記載されていないものがあるので、記載すること。
（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)㉑）
- ウ 送迎加算について、事業所の最寄駅や集合場所などの居宅以外へ送迎する場合は、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めることになっているので、定めること。
（「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)㉒）

④地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談事業所

- ア 基本方針について、指定相談支援事業者は自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図るようにすること。
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第2条）
- イ 掲示について、相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数が掲示すること。
（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第23条）
- ウ 主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、体制が整備されている旨を、事業所に掲示するとともに公表すること。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 第四の 5、第四の 13、第四の⑭、第四の 15）

- ⑤自立支援医療機関
指摘事項なし。